

和歌山県警察電子署名規程

(制定：平成29年12月 1 日 和歌山県警察本部訓令第31号)

和歌山県警察電子署名規程を次のように定める。

和歌山県警察電子署名規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、和歌山県警察における電子署名の実施並びに電子署名カードの管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第10号）に定めるところによる定義規定は、この訓令において適用する。

2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名カード 電子署名を実施するために必要な符号その他の情報が記録されたカードであって、和歌山県登録分局（地方公共団体情報システム機構が運営する地方公共団体組織認証基盤の認証局において行う登録局の事務の一部を実施する和歌山県の機関。以下「登録分局」という。）が発行するものをいう。

(2) 所属 和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）に定める警察本部の各部に置いている課、所及び隊並びに警察学校並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和32年和歌山県条例第5号）に定める警察署をいう。

(3) 所属長 前号に規定する所属の長をいう。

(電子署名の方法)

第3条 和歌山県警察において行う電子署名は、電子署名カードを使用する方法により行うものに限るものとする。

(電子署名の種類)

第4条 電子署名の種類は、次のとおりとする。

(1) 警察本部長署名

(2) 所属長署名

(電子署名総括管理者)

第5条 警察本部に、電子署名総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括管理者は、電子署名の管理及び運用について総括する。

(電子署名管理責任者)

第6条 電子署名を実施する所属（以下「実施所属」という。）に電子署名管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、当該所属長をもって充てる。

2 管理責任者は、電子署名カードの保管及び使用に関する管理を行わなければならない。

(電子署名カード保管責任者)

第7条 実施所属に電子署名カード保管責任者（以下「カード保管責任者」という。）を置き、警察本部所属にあつては、警部（同相当職を含む。）以上の階（職）級にある警察職員を、警察署にあつては、電子署名を実施する課の長をもって充てる。

2 カード保管責任者は、電子署名の管理に関する事務を行わなければならない。

(電子署名カード取扱担当者)

第8条 実施所属に、電子署名カード取扱担当者（以下「取扱担当者」という）を置き、管理責任者が指定する者をもって充てる。

2 取扱担当者は、電子署名に関する事務を行わなければならない。

(電子署名カードの作成及び更新)

第9条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定める申請書により、電子署名を行う事務を主管する警察本部所属の長（以下「実施主管課長」という。）、警務部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）及び総括管理者を経由して登録分局に申請するものとする。

(1) 電子署名カードを作成する必要があると認めるとき。

(2) 電子署名カードの有効期間満了後において、当該電子署名カードを継続して使用する必要があると認めるとき。

2 前項第2号に該当するときは、当該電子署名カードを返納しなければならない。

(電子署名の実施)

第10条 取扱担当者は、電子署名を実施する文書が決裁文書と相違ないことを確認した上で、電子署名を実施しなければならない。

(電子署名カードの保管等)

第11条 電子署名カードは、公印に準じて取り扱い、使用しないときは、施錠機能を有する保管庫等に収納して厳重に保管しなければならない。

2 管理責任者、カード保管責任者及び取扱担当者は、電子署名カード及びP I N（電子署名カードを使用して電子署名を行うために必要なパスワード）情報を厳重に管理し、電子署名カードの盗難、P I N情報の漏えい等の防止に万全を期さなければならない。

(電子署名カードの失効申請)

第12条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当したときは、別に定める申請書に当該電子署名カードを添付し、実施主管課長、情報管理課長及び総括管理者を経由して登録分局に申請しなければならない。ただし、盗難、紛失等により電子署名カードを添付できないときは、申請書のみを提出するものとする。

(1) 電子署名カードの有効期限が満了したとき（第9条第1項第2号に該当するときは除く。）。)

(2) 組織改編により電子署名カードに記録された情報を変更する必要があるが生じたとき。

(3) 物理的又は電磁的な破損その他の理由により電子署名カードが使用不能となったとき。

(4) 盗難、紛失その他の理由により電子署名カードが不正に使用されるおそれが生じたとき。

(5) 電子署名実施業務の廃止その他の理由により電子署名カードを使用する必要がなくなったとき。

(電子署名カードに関する事故報告)

第13条 管理責任者は、電子署名カードについて、盗難、紛失等の事故が発生したときは、別に定める報告書により、速やかに実施主管課長、情報管理課長及び総括管理者を経由して警察本部長に報告しなければならない。

(補則)

第14条 この訓令に定めるもののほか、電子署名の運用について必要な事項は、別に定める。